

# リウマチ通信

Vol. 31

平成 30 年 5 月号

## 平成 30 年 4 月から 国民健康保険制度が変わりました

1961 年に、全国の市町村で国民健康保険事業が始まって以来、国民健康保険（国保）は市町村が運営していました。しかし、高齢化や医療技術の発達によって「年齢構成が高く一人当たりの医療費が高い」「小規模市町村では財政運営が不安定」といったことなどから、運営が困難な状況です。今回の法律で、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになりました。

### 具体的にどうなるの？

今のまま

届出や保険料（税）の納付などはこれまで通りです

保険料（税）のお支払いや、各種申請、届出なども、これまで通りお住まいの市町村の担当窓口でできます。

## 変わる点

**被保険者証の様式が変わります**  
一斉更新時期前に、新たな様式の被保険者証が市町村から交付されます。

**※現在お持ちの被保険者証は、有効期限までお使いいただくことができます。**



## 変わる点

**高額療養費の多数回該当※が府単位で通算されます**

平成30年4月からは、京都府内のほかの市町村へ転居した場合でも資格は継続します（被保険者証は転居後の市町村から改めて交付されます）転居後も世帯構成などが変わらなければ高額療養費の多数回該当（※）の回数は通算されます。

※過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合は、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。

[例]



国保に関するお問い合わせは、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村の担当窓口をお願いします。

( 文責 地域医療連携室 )